アクシアル リテイリング株式会社

（証券コード　8255）

第70期

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「会社の体制及び方針（業務の適性を確保するための体制及び当該体制の運用状況）」、
連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、
法令及び当社定款第16条の規定に基づき、
インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axial-r.com/）に掲載することにより、
株主の皆様にご提供しているものであります。

目　次

第70期
（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告の「会社の体制及び方針」…… 1
連結計算書類の「連結注記表」…… 7
計算書類の「個別注記表」…… 20

会社の体制及び方針

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、当社並びに子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程その他社内規程に従って、当社並びに子会社に係る重要事項の審議、決定、報告を行うとともに、当社取締役の職務執行を監督する。

当社の取締役は、職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行う。また、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行う。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。

当社の取締役及び使用人は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

その他、インサイダー取引防止規程、個人情報保護基本規程、情報セキュリティ規程等を定め情報管理の徹底を図る。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する対応を行う。

損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、関連する社内規程及びマニュアル等において該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の意思決定と業務執行の役割を明確化し、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を採用し、選任した執行役員の職務権限を職務権限規程で明確にする。

また、企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、当社の取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、ＴQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。

日常の職務執行については、全社的品質管理（ＴQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。

内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、当社において当社の取締役等が同席する子会社合同の取締役会を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にし、該当する事項について、子会社は当社に報告を行い、必要な会議体の承認を求める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が主催するリスクマネジメント委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から経営上想定されるリスクについて認識の共有を行う。

また、損失の危険の管理や不測の事態への対応のため、当社が定めた社内規程やマニュアル等を準用する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社がその事業遂行にあたり、各子会社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるよう、持株会社体制を採用する。

子会社は必要に応じ、経営会議の設置や執行役員の選任を行い、職務執行の効率化を図る。

子会社が当社に報告を必要とする事項については、グループ経営会議に報告を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が主催するコンプライアンス委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から情報を共有し、審議を行う。

また、日常の職務執行に関する全社的品質管理（ＴQM）活動は、グループ経営理念に基づき、その活動を企業集団全体が一体となって行う。

当社が設置する内部通報窓口は、企業集団全体で共有し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

子会社の取締役等及び重要な使用人の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。

⑤　その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。

財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価・検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。

(7)　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当社の監査役と協議の上、必要と認める人員を当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名する。

(8)　第７号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者から一切の指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役の協議に基づき決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

(9)　当社の監査役の第７号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

(10)　当社の監査役への報告に関する体制

①　当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。

当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。

また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

②　当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等は、毎月、月次決算の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(11) 第10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第10号の報告をした者の個人情報は保護し、当該報告をしたことを理由として、当社並びに子会社は当該報告者に不利な取扱いをしない。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、策定した監査計画に基づき、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

また、当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に外部専門家の活用を検討する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり運用を行っております。

(1) 業務執行に関する事項

当期におきましては、18回の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督いたしました。

なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議（常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成）において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っております。

また、各事業会社ではグループ経営会議で決定された方針に基づき業務執行を行い、日常的な業務を遂行する上で必要な権限は、各部署長及び店長に積極的に委譲を進めております。

常勤監査役による取締役の職務執行状況把握は本社内にとどまらず、その政策が各事業会社の現場においてどのように具現化しているかも含め、各部署の責任者との広範な連携を保って監査を実施しています。また、非常勤監査役も含めた監査役会は毎月開催されており、経営数値の分析、取締役会議事録及び稟議決裁状況の精査や担当役員からの聴取を行っております。

業務執行、監督機能等を強化するプロセスとしては、以下のような機能を設置しております。

① 内部監査の執行

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全体を対象に実施しております。

② 財務報告に係る内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

③ 経営方針管理

経営方針がどの程度具現化されているかについて、ＴQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関する全社的品質管理（ＴQM）活動に基づく進捗管理を行っております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓蒙を進め社員の意識向上に努めております。

④ 環境内部監査の執行

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはＩＳＯ14001の認証を審査時に稼動していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

⑤ コンプライアンスに関する審議

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じております。

⑥ リスク評価

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討を行っております。

⑦ その他

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティーを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社が労働組合の執行部数名と取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報を共有する仕組みを構築しております。

（２） 内部監査及び監査役監査に関する事項

① 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門（７名）と連携して、社内規程である内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査を実施しております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告の上、必要に応じて、改善・是正措置を執行することとしており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施しております。

② 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役は、当期末現在、常勤３名、非常勤１名の計４名で構成されており、監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。なお、監査役は、金融機関役員経験者２名、当社子会社監査役経験者１名、当社子会社執行役員経験者１名より構成されており、それぞれが専門的見地から監査を実施しております。

監査の実施にあたっては、取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から営業の報告を受けております。

監査役会は毎月開催することを原則としており、当期は14回開催いたしました。なお、監査役会では各監査役の監査の実施状況について協議を行い、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行っております。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

会計監査人との連携につきましては、各四半期及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告を行うとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証を行っております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数

12社

ロ．連結子会社の名称

株式会社原信、株式会社ナルス、株式会社フレッセイ、
原信ナルスオペレーションサービス株式会社、株式会社ローリー、
アクシアル レーベル株式会社、株式会社フレッセイヒューマンズネット、
高翔商事株式会社、株式会社原興産、株式会社アイテック、高速印刷株式会社、
力丸流通サービス株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

④ 開示対象特別目的会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ．たな卸資産

・ 商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・ 製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・ 原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　２年～50年、機械装置及び運搬具　２年～17年、

その他（工具、器具及び備品）　２年～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

その他（商標権）　10年、その他（ソフトウエア）　５年

ハ．リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ．長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、使用実績率に基づき、当期末において将来利用されると見込まれるポイントに対する使用見込額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

ニ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

ホ．役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度を採用している一部子会社の役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えるため、当該会社の役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれの発生の翌期から費用処理することとしております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

・　ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

・　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5)　会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(6)　表示方法の変更に関する注記

①　連結損益計算書関係

・　営業外収益「受取補償金」

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書における「営業外収益」の「その他」79百万円に含めていた「受取補償金」は０百万円であります。

②　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日企業会計基準委員会）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

① スーパーマーケット事業に係る固定資産の減損

イ．重要な会計上の見積りを示す項目に関する事項

当社グループは、主としてスーパーマーケット事業を営んでおり、資産構成は同事業に関するもので大半を占めていることから、当連結会計年度の連結計算書類を作成するに当たって行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものとして、スーパーマーケット事業に係る固定資産の減損が重要な会計上の見積りを示す項目と認識しております。なお、本項目における固定資産は、「固定資産の減損に係る会計基準及び同適用指針」による評価の対象となるものであり、他の会計基準等による評価の対象となるものは、以下記載の固定資産の内容及び金額等に含まれておりません。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

スーパーマーケット事業に関する固定資産の減損に関し、当連結会計年度においては、収益性が著しく低下した店舗に関する資産及び賃貸資産等について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額３億18百万円を特別損失に減損損失として計上しております。なお、当連結会計年度末現在におけるスーパーマーケット事業に係る固定資産は、連結全体のセグメント資産合計（全社資産及びセグメント間の調整額を含まない額）に含まれる固定資産に対し97.7％を占めており、その内容は次のとおりであります。

有形固定資産	**65,438**百万円
無形固定資産	**1,736**百万円
投資その他の資産	**346**百万円
スーパーマーケット事業に係る固定資産合計	**67,520**百万円

ハ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ｲ) 金額の算出方法

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を考慮し、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っており、収益性が著しく低下した資産又は資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価格と使用価値のいずれか高い方により測定しております。正味売却価額は、各資産グループの構成資産について、市場価格が観察できる場合には観察可能な市場価格とし、市場価格が観察できない場合には、路線価又は固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより算定しております。また、使用価値は、各資産グループの継続的使用と使用後の構成資産の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローを、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コスト（ＷＡＣＣ）で現在価値に割り引いて算定しております。

減損の兆候があると判断された店舗に関する使用価値算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、継続的な使用とその後の処分によって見込まれるキャッシュ・フローを、その構成要素である売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費、構成資産の処分価値等について、過去実績、競合関係や近隣状況の変化、次期の予算、今後の改廃等を総合的に勘案した上で、年度別に算出した値の経済的残存使用年数における累計値として見積もっております。経済的残存年数は、上限を20年とし、自社物件及び普通借地物件については、店舗の残存耐用年数を用い、定期借地物件については、残存借地期間を用いております。資本コストは、外部より入手しており、その算定基礎には、当社の負債・株式時価総額の構成のほか、国債の利回り、予想マーケットリターン、当社株式の株価、株式市場全体の株価指標等の要素が含まれております。

(ﾛ)　重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

ａ．売上高、売上総利益率並びに販売費及び一般管理費の店舗別、年度別の予測

売上高、売上総利益率の予測については、店舗別に過去実績、店舗年齢、他社及び自社店舗の競合状況の変化見込、その他市場環境の変化等を勘案した予算等を基礎として年度別に予測しております。

販売費及び一般管理費の予測については、店舗別に過去実績、人員配置計画、販売促進計画、その他諸経費に関する事項を勘案した予算等を基礎として年度別に予測しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、「連結注記表（追加情報）」に記載のとおり重要な影響はないものと考えております。

各指標の予測に関する定量的情報は、店舗別及び年度別により異なりますが、主なものは次のとおりであります。

売上高の前年度対比増減率	－15.0%～＋13.0%
売上総利益率の前年度対比増減値	－3.2ポイント～＋1.5ポイント
販売費及び一般管理費の前年度対比増減率	－13.0%～＋6.7%

ｂ．経済的残存年数

１年～20年

ｃ．資本コスト（ＷＡＣＣ）

11.2%

ｄ．市場価格が観察できない場合の正味売却価格

路線価÷0.8又は固定資産税評価額÷0.7

(ﾊ)　重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響その他の会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の回収可能価額の評価に関する前提条件には、経済的残存年数を通じた将来の収益性の評価や資本コストなどが含まれますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の各資産グループを取り巻く経営環境の変化による収益性の変動や金融市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の減損損失が発生する可能性があります。

(8)　会計上の見積りの変更に関する注記

①　資産除去債務関係

イ．不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用

スーパーマーケット事業における店舗等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務について認識していた一部の資産除去債務について、処分方針の決定に伴い、解体撤去等に係る見積書等の新たな情報の入手を行い検討した結果、原状回復費用に関して見積りの変更を行ったものであります。この見積りの変更により、変更前の資産除去債務残高に20百万円を加算するとともに、資産除去債務に対応する除去費用の一部については減損処理を行いました。この結果、税金等調整前当期純利益は19百万円減少しております。

ロ．大気汚染防止法の改正に伴う石綿飛散防止対策費用

大気汚染防止法の一部を改正する法律（2021年４月１日施行）により、建築物等の解体工事における石綿の飛散を防止する目的から石綿含有建材への規制対象が拡大されることとなったため、石綿飛散防止対策等に係る見積書等の新たな情報の入手を行い検討した結果、必要な対策費用に関して見積りの変更を行ったものであります。この見積りの変更により、変更前の資産除去債務残高に５億31百万円を加算するとともに、資産除去債務に対応する除去費用の一部については減損処理を行いました。この結果、税金等調整前当期純利益は56百万円減少しております。

(9) 追加情報に関する注記

① 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

イ．概要

会計基準では、会計上の見積りを「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」と定義しております。また、「連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象においても、一定の仮定を置き最善の見積りを行うことが求められております。一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましいとされている一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等に統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できない状況にあります。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、企業自ら一定の仮定を置くこととされております。

ロ．会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定

- 新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、想定の域を超えるものでありますが、現状に鑑み、一定程度、世界的な感染状況は続き、世界経済及び国内経済に影響を及ぼすものと考えております。なお、当社グループの事業活動の範囲は、本邦（地方圏）のみであることから、国内の状況が主たる影響要素となりますが、翌連結会計年度中は、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に何らかの影響があるものと考えております。
- 当社グループは、スーパーマーケット事業を事業主体としており、ライフラインとしての社会的役割を担っております。そのため、行政による休業要請の対象とはならない事業継続を前提としております。なお、事業継続において、商品の調達に関しては、一部商品で制限があるものの全体としては、重要な影響はないものと考えております。また、店舗の営業においては、一時的に休業しなければならない事態になったとしても対象店舗の範囲及び対象期間は限定的であり、全体として重要な影響はないものと考えております。
- 販売動向につきましては、外出自粛要請や生活様式の変化等による内食・中食需要の高まりから、売上高の増加があるものと考えておりますが、一方で、経済活動停滞による消費者の収入減少、節約志向の高まりによる売上高の減少もあるものと考えております。なお、増減全体を勘案したその程度は、当社グループが主に取り扱う商品（日常的に消費される食品）の特性上、平時と比較して重要な影響を及ぼすものではないと考えております。
- 以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、プラス要素とマイナス要素が混在しておりますが、連結計算書類の作成に当たって用いた会計上の見積り（固定資産の減損等）において、これらの要素はいずれもないものと仮定し、過去の経営成績を参考に通常予測可能な事項を盛り込んだ形で算定しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 **60,995**百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 仕入取引の担保に供している資産及び担保付債務

・ 担保資産

現金及び預金	**2**百万円
投資有価証券	**1,618**百万円
敷金及び保証金	**183**百万円
合計	**1,803**百万円

・ 担保付債務

買掛金	**2,359**百万円
流動負債「その他」	**3**百万円
合計	**2,363**百万円

3．連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産売却益の内訳

建物及び構築物	**0**百万円
機械装置及び運搬具	**0**百万円
合計	**0**百万円

(2) 固定資産売却損の内訳

土地	**0**百万円
合計	**0**百万円

(3) 固定資産除却損の内訳

建物及び構築物	**33**百万円
機械装置及び運搬具	**0**百万円
有形固定資産「リース資産」	**0**百万円
建設仮勘定	**2**百万円
有形固定資産「その他」	**4**百万円
無形固定資産	**1**百万円
合計	**41**百万円

(4) 減損損失

当社グループは、主としてスーパーマーケット事業を営んでおり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を考慮し、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当期におきましては、収益性が著しく低下した店舗に関する資産及び賃貸資産等について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額３億18百万円を特別損失に減損損失として計上いたしました。

① 資産グループ　フレッセイ小鳥店（群馬県高崎市）他３店舗

用途	店舗
種類	建物等
減損損失	
建物及び構築物	**64**百万円
その他	**20**百万円
小計	**85**百万円

② 資産グループ　賃貸資産等（新潟県新潟市東区）他５物件

用途	賃貸資産等
種類	建物及び土地等
減損損失	
建物及び構築物	**69**百万円
土地	**163**百万円
その他	**0**百万円
小計	**233**百万円

③ 合計

合計	**318**百万円

上記資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。なお、正味売却価額は、路線価又は固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、当該資産グループの継続的使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローを11.2%で現在価値に割り引いて算定しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	**23,388,039**株	－	－	**23,388,039**株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	**345,802**株	**278**株	－	**346,080**株

（注）変動事由の概要

（増加の内訳）

単元未満株式の買取請求による取得　**278**株

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	**1,198**	**52.00**	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月4日取締役会	普通株式	**576**	**25.00**	2020年9月30日	2020年12月3日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	**1,267**	**55.00**	2021年3月31日	2021年6月25日

5．金融商品に関する注記

（1） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスーパーマーケット事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入やリース契約）を調達しております。

また、一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は金融機関からの借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、金利変動及び為替変動によるリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

イ．資産

現金及び預金のうち、預金はすべて円建てであり、ほとんどが要求払預金であります。

受取手形及び売掛金は、すべて１年以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

リース投資資産は、スーパーマーケット事業において、当社グループが開発したショッピングセンターへ出店したテナントに対するものであり、回収期日は決算日より最長13年後で、借手の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、すべて１年以内の回収期日であります。

投資有価証券は、主に保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式であり、投資先の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に従業員貸付金制度に基づく当社グループ従業員に対するものであり、回収期日は決算日より最長５年後で、貸出先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主にスーパーマーケット事業において、当社が出店をしているショッピングセンターの不動産賃借契約に係るものであり、約定に定めのあるものの回収期日は決算日より最長29年後で、差入先の信用リスクに晒されております。

ロ．負債

買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、すべて１年以内の支払期日であります。

リース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は決算日より最長20年後であります。

長期預り保証金は、主にスーパーマーケット事業において、当社グループが開発したショッピングセンターへ出店したテナントから受け入れているものであり、約定に定めのあるものの支払期日は決算日後最長21年後であります。

ハ．デリバティブ取引

当期末現在において、該当するものはありません。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、リース投資資産、長期貸付金、敷金及び保証金について、当社グループ各社は、各担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場性のない投資有価証券については、発行体ごとに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用については、信用リスク軽減のため格付けの高い金融機関に限定し、所定の決裁手続きを経た上で取引を行うこととしております。なお、当期におけるデリバティブ取引の利用はありません。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場性のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、定期的に取引の状況、時価等を把握し、為替や金利変動リスクを検証することとしております。なお、当期におけるデリバティブ取引の利用はありません。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社及びグループ各社からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤　信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

項　目		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
現金及び預金		17,025	17,025	—
受取手形及び売掛金		2,953	2,953	—
リース投資資産		722	743	20
未収還付法人税等		442	442	—
投資有価証券				
その他有価証券		3,076	3,076	—
長期貸付金	(注) 1	22	23	0
敷金及び保証金		7,091		
貸倒引当金	(注) 2	△30		
		7,061	6,632	△428
資産合計		31,304	30,897	△407
買掛金		15,596	15,596	—
未払法人税等		2,988	2,988	—
リース債務	(注) 3	3,264	3,248	△15
長期預り保証金		5,693	5,333	△359
負債合計		27,542	27,167	△375
デリバティブ取引		—	—	—

(注) 1．長期貸付金には、1年以内に回収予定のものを含んでおります。
2．個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
3．リース債務には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。
4．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
(1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払法人税等は、短期間で決済又は返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(2) リース投資資産及び長期貸付金は、回収可能性を反映した元利金の合計額を、同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。
(3) 投資有価証券のうち市場性のある株式等については、取引所の相場によっております。
(4) 敷金及び保証金、長期預り保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。
(5) リース債務は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。
(6) デリバティブ取引について、該当するものはありません。
5．非上場株式369百万円は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券には含めておりません。

6．資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、スーパーマーケット事業における店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得日から賃貸借期間満了日までと見積り、各債務の認識時点における合理的な割引率（0.95％～1.70％）を使用し計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	**5,459**百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	**122**百万円
見積りの変更による調整額	**551**百万円
時の経過による調整額	**50**百万円
履行による支払充当額	△**151**百万円
履行時差額及び消滅債務の取崩額	△**25**百万円
当期末残高	**6,006**百万円

（注）当期末残高は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債「その他」	**201**百万円
固定負債「資産除去債務」	**5,805**百万円

7．賃貸等不動産に関する注記

当社の一部子会社では、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設を有しております。なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	**2,994**円**53**銭
(2) １株当たり当期純利益	**359**円**44**銭

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	**68,999**百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	―
普通株式に係る期末の純資産額	**68,999**百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	**23,041,959**株

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	**8,282**百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	**8,282**百万円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	**23,042,030**株

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ．その他有価証券

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品　２年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　10年、ソフトウエア　５年

(3) 引当金の計上基準

① 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

・ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(6) 表示方法の変更に関する注記

・ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日企業会計基準委員会）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

① 関係会社株式の評価

イ．重要な会計上の見積りを示す項目に関する事項

当社は、当社グループ各社の株式を保有し、当社グループ全体の事業運営を統括する純粋持株会社であり、資産構成は関係会社株式で大半を占めていることから、当事業年度の計算書類を作成するに当たって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものとして、関係会社株式の評価が重要な会計上の見積りを示す項目と認識しております。なお、本項目における関係会社株式は、「金融商品に関する会計基準及び同実務指針」による評価の対象となるものであります。

ロ．当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式の評価に関し、当事業年度においては、取得価額が評価額に対し著しく下落したと認められる関係会社株式はなく、関係会社株式評価損の計上はありません。なお、当事業年度末現在における関係会社株式は、総資産に対し83.3％を占めており、その内容は次のとおりであります。

投資その他の資産「関係会社株式」　**26,369**百万円

ハ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ｲ) 金額の算出方法

関係会社株式の評価にあたり、その発行会社の純資産等に基づく評価額が取得原価に比べ50％以上下落した場合には、関係会社株式の取得原価を評価額まで減損し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上することとしております。

なお、評価額は、当該関係会社の純資産に基づく１株当たり純資産額に加え、翌事業年度の予算等を加味した１株当たり実質評価額の合理的な見積りにより算定しております。

(ﾛ) 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

・ 翌事業年度の予算等

翌事業年度における関係会社の事業計画に基づく予算等を検討し、当該会社の１株当たり純資産額を著しく棄損させる兆候の有無、その影響を検討しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、「個別注記表（追加情報）」に記載のとおり重要な影響はないものと考えております。

(ﾊ) 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響その他の会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の１株当たり実質評価額の評価に関する前提条件には、当該株式を発行する関係会社の翌事業年度における予算等の検証が含まれますが、これらの前提条件は現時点で想定しうる与件を前提とした見積りに基づくため、将来の関係会社における大幅な業績不振や重要事象等の発生により、関係会社株式の評価額を著しく棄損させる変化又は取得原価の回収不能が見込まれた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損の計上が必要となる可能性があります。

(8) 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

(9) 追加情報に関する注記

① 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

イ．概要

会計基準では、会計上の見積りを「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」と定義しております。また、「計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象においても、一定の仮定を置き最善の見積りを行うことが求められております。一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましいとされている一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等に統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できない状況にあります。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、企業自ら一定の仮定を置くこととされております。

ロ．会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定

- 新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、想定の域を超えるものでありますが、現状に鑑み、一定程度、世界的な感染状況は続き、世界経済及び国内経済に影響を及ぼすものと考えております。なお、当社は、スーパーマーケット事業を事業主体とする企業集団の純粋持株会社であり、当社グループの事業活動の範囲は、本邦（地方圏）のみであることから、国内の状況が主たる影響要素となりますが、翌事業年度中は、当社の子会社の業績変動を通じ、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に何らかの影響があるものと考えております。
- 当社グループは、スーパーマーケット事業を事業主体としており、ライフラインとしての社会的役割を担っております。そのため、行政による休業要請の対象とはならない事業継続を前提としております。なお、当社の子会社の事業継続において、商品の調達に関しては、一部商品で制限があるものの全体としては、重要な影響はないものと考えております。また、店舗の営業においては、一時的に休業しなければならない事態になったとしても対象店舗の範囲及び対象期間は限定的であり、全体として重要な影響はないものと考えております。
- 当社の子会社の販売動向につきましては、外出自粛要請や生活様式の変化等による内食・中食需要の高まりから、売上高の増加があるものと考えておりますが、一方で、経済活動停滞による消費者の収入減少、節約志向の高まりによる売上高の減少もあるものと考えております。なお、増減全体を勘案したその程度は、当社の子会社が主に取り扱う商品（日常的に消費される食品）の特性上、平時と比較して重要な影響を及ぼすものではないと考えております。
- 以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、プラス要素とマイナス要素が混在しておりますが、計算書類の作成に当たって用いた会計上の見積り（関係会社株式の評価等）において、これらの要素はいずれもないものと仮定し、過去の経営成績を参考に通常予測可能な事項を盛り込んだ形で算定しております。

2．貸借対照表に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額 **2**百万円

（2） 保証債務

・ 他の会社の仕入債務に対する債務保証

株式会社原信	**50**百万円
株式会社ナルス	**8**百万円
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	**1,077**百万円
アクシアル　レーベル株式会社	**31**百万円
株式会社原興産	**0**百万円
合計	**1,167**百万円

（3） 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	**212**百万円
② 短期金銭債務	**33**百万円

3．損益計算書に関する注記

・ 関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

① 営業取引（収入分）	**3,295**百万円
② 営業取引（支出分）	**21**百万円
③ 営業取引以外の取引（収入分）	**19**百万円
④ 営業取引以外の取引（支出分）	**22**百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

・ **自己株式の数に関する事項**

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	**345,802**株	**278**株	―	**346,080**株

（注）変動事由の概要

（増加数の内訳）

単元未満株式の買取請求による取得　**278**株

5．税効果会計に関する注記

（1） 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

投資有価証券評価損	**79**百万円
賞与引当金	**5**百万円
未払事業税	**4**百万円
その他	**2**百万円
繰延税金資産合計	**92**百万円

（2） 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	**30.5**%
（調整）	
役員賞与引当金	**2.3**%
交際費等永久に損金に算入されない項目	**0.5**%
住民税均等割	**0.0**%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△**30.0**%
その他	**0.1**%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	**3.4**%

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7．関連当事者との取引に関する注記

- **関連会社等**

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	当期末残高（百万円）
子会社	株式会社原信	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 6名 出向者の受入 15名 事務所の賃借 資金の貸付	配当金の受取	1,237	—	—
				経営指導料の受取	398	—	—
				資金の貸付	48,400	—	—
				利息の受取	10	—	—
子会社	株式会社ナルス	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 2名 出向者の受入 1名 資金の貸付	配当金の受取	264	—	—
				経営指導料の受取	79	—	—
				資金の貸付	2,520	関係会社短期貸付金	770
				利息の受取	6	—	—
子会社	株式会社フレッセイ	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 3名 資金の貸付 資金の借入	配当金の受取	719	—	—
				経営指導料の受取	168	—	—
				資金の貸付	7,000	—	—
				資金の借入	14,000	関係会社短期借入金	1,000
子会社	原信ナルスオペレーションサービス株式会社	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 6名 資金の借入 仕入債務の保証	資金の借入	7,500	—	—
				利息の支払	6	—	—
				仕入債務の保証	1,077	—	—
子会社	アクシアルレーベル株式会社	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の貸付	資金の貸付	12,940	—	—
子会社	株式会社原興産	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の借入	資金の借入	3,150	関係会社短期借入金	2,100
				利息の支払	7	—	—
子会社	株式会社アイテック	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任 1名 資金の借入	資金の借入	1,000	関係会社短期借入金	920
				利息の支払	3	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	当期末残高（百万円）
子会社	高速印刷株式会社	(所有) 直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任　なし 資金の借入	資金の借入	400	関係会社短期借入金	400
子会社	力丸流通サービス株式会社	(所有) 間接 100	当社の事業子会社 役員の兼任　1名 資金の借入	資金の借入	500	関係会社短期借入金	500

（注）1．取引金額に消費税等は含まれておらず、当期末残高には消費税等が含まれております。
2．経営指導料は、各社の規模、業績、事業所数等を基準に算定した数値を基に決定しております。
3．資金の貸付及び借入は、各社の資金繰り状況を基に短期運転資金の調整を基本として実行しております。また、金利につきましては、一般に公表される市場金利を参考に決定しております。
4．仕入債務の保証は、商品の仕入に関する買掛債務を対象に支払保証を行っているものであります。

8．1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　**1,130円68銭**

(2)　1株当たり当期純利益　**105円12銭**

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	**26,053**百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	―
普通株式に係る期末の純資産額	**26,053**百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	**23,041,959**株

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	**2,422**百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	**2,422**百万円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	**23,042,030**株

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。